

審査基準・標準処理期間

所属名	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場係
内線番号	76

No.	項目	内容
①	処分名	特定漁港漁場整備事業の施行のための他人の土地等への立入許可
②	法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律
③	法令番号	平成25年法律第137号
④	根拠条項	第24条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
⑥	審査基準	・漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第14条 法第24条第1項後段の規定に基づき他人の土地又は水面への立入り等の許可を受けようとする場合には、立入り等の目的、場所及び期間を記載した申請書を都道府県知事(漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令 第29条第1項の規定により市町村長が当該許可を行う場合にあつては、市町村長)に提出しなければならない。
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)申請のあった日から60日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
⑪	問合せ	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当(0772-22-4436)
⑫	備考	京都府漁港管理規則第2条第1項(1)に定める様式にて申請のこと。